

国名	インドネシア
<p>公的年金の体系 (2020年現在)</p> <p>*2029年までにTASPEN, ASABRIはBPJSへ統合予定</p>	
被保険者	<p>公務員 (TASPEN) : 中央区及び自治区の公務員, 州当局職員, 国鉄職員等</p> <p>軍人 (ASABRI) : インドネシア国軍及び警察官 (1989年以降退役者)</p> <p>民間被用者 (BPJS) : インドネシアで6カ月以上就労する外国人を含む全労働者</p>
保険料率 (拠出率)	<p>公務員 (TASPEN) 年金: 給与の4.75%, 退職金: 給与の3.25% (加入者負担)</p> <p>軍人 (ASABRI) 年金: 全額国家予算, 退職金: 給与の3.25% (加入者負担)</p> <p>民間被用者 (BPJS) 年金: 事業主が給与の2%, 従業員1% (将来的には段階的に8%まで引き上げられる予定), 老齢保障: 事業主3.7%, 従業員2%, 労働災害保障: 業種により事業主0.24%~1.74%の5段階, 死亡保障: 事業主0.3%</p>
支給開始年齢	<p>公務員 (TASPEN) 58歳 (教師, 判事は60歳) (20年以上加入者は50歳からの早期退職年金あり)</p> <p>軍人 (ASABRI) 58歳</p> <p>民間被用者 (BPJS) 58歳 (2022年1月現在, 3年ごとに65歳まで段階的に引き上げられる予定) (15年以上), 障害, 死亡, 失業, 海外移住による支払い可</p>
給付の構造	<p>公務員 (TASPEN) 年金: $0.025 \times \text{勤続年数} \times \text{最終給与}$ 退職金: $0.6 \times \text{勤続年数} \times \text{最終給与}$</p> <p>軍人 (ASABRI) 年金: $0.025 \times \text{勤続年数} \times \text{最終給与}$ (配偶者や子への加算あり) 退職金: $0.6 \times \text{勤続年数} \times \text{最終給与}$</p> <p>民間被用者 (BPJS) 年金: $0.01 \times (\text{勤続年数} \div 12) \times \text{平均賃金} \times \text{インフレ率}$ 退職金: 積立金の元利合計</p>
所得再分配	<p>公務員 (TASPEN) あり</p> <p>軍人 (ASABRI) あり</p> <p>民間被用者 (BPJS) あり</p>
公的年金の財政方式	<p>公務員 (TASPEN) 賦課方式</p> <p>軍人 (ASABRI) 賦課方式</p> <p>民間被用者 (BPJS) 賦課方式 (年金) + 積立方式 (退職金)</p>
国庫負担	<p>公務員 (TASPEN) あり (財務省令により2009年以降, 年金は全額国家予算から給付)</p> <p>軍人 (ASABRI) あり (年金は全額国庫予算から給付)</p> <p>民間被用者 (BPJS) あり (年金については国庫負担あり, 退職金は国庫負担なし)</p>
年金制度における最低保障	なし
無年金者への措置	インドネシアでは家族で扶養する意識が強く, 高齢者の扶養は基本的には家族の絆に任されている。なお, 身寄りのない高齢者に対しては福祉サービスが提供される。
公的年金と私的年金	1992年の法整備を契機に大企業や外資系企業を中心に企業年金が少しずつ普及してきている。
国民に対する個人年金情報の提供	Webサイト上で積立状況等を照会できる機能あり。

インドネシアの年金制度

菅谷和宏（三菱UFJ信託銀行株式会社

年金コンサルティング部 上席研究員）

1. 制度の特色

インドネシアの社会保障制度は、2004年「インドネシア国家社会保障制度に関する法律2004年第40号」(Sistem Jaminan Sosial Nasional : SJSN法, 2004年第40号)の発布により、国民皆保険制度の構築に向けて大きな転換を図った。従来は公務部門と民間部門に分かれ、公務部門の老齢保障はTASPEN（公務員貯蓄保険）とASABRI（軍人社会保険）、医療保障はASKES（公務員健康保険）が担い、民間部門は老齢保障、遺族年金、障害年金、医療保障、労働災害補償をJAMSOSTEK（民間労働者社会保障）が担っていた他、貧困層を対象としたJAMKESMAS（2005年に全額税方式の医療保障制度として設立）、地方政府財源によるJAMKESDAがあった。公務部門は退職後の老齢保障が充実している一方、民間部門の老齢保障は一時金を主体とし、公務部門と比較して老齢保障機能は十分ではなかったため、政府は経済危機がもたらす社会的弱者への経済的影響を緩和するため、1998年にソーシャル・セーフティ・ネット（SSN）プログラムを発動、2004年に「インドネシア国家社会保障制度に関する法律2004年第40号」(SJSN法)を発布し、2011年10月、老齢保障（JHT）、遺族保障（JKM）、障害保障、労働災害補償（JKK）、医療保障について、公務員・軍人から民間労働者、自営業者、非正規労働者に至る全てのインドネシア国民を対象とする包括的な国民皆保険制度の創設を目的とした「社会保障実施機関法」（BPJS法、2011年第24号：Badan Penyelenggara Jaminan Sosial）を制定した。

このBPJS法に基づき、政府は医療保障を管轄する「BPJS Kesehatan（健康：Health）」と、労働および年金等を管轄する「BPJS Ketenagakerjaan（雇用：Employment）」のふたつの実施機関を設置し、2029年を目途として、インドネシアの労働者1億3,147万人（2018年、独立行政法人労働政策研究・研修機構）とその家族が加入する大規模な国民皆保険による社会保障制度の構築を目指している。

なお、2014年1月にはJAMSOSTEKの医療保障がBPJS Kesehatanに移管され、2億2,238万人（2020年3月末）が加入、全国民の85%に適用されている。また、2015年7月にはJAMSOSTEKの労働災害補償、死亡保障、老齢保障がBPJS Ketenagakerjaanに移管され、683,678社（2020年）、3,652万人（2020年）が加入している。さらに今後、TASPEN、ASABRI、ASKESが2029年までに順次移管される予定である（図表1）。

以下は、2012年6月の現地TASPEN及び世界銀行ジャカルタ・オフィスへの訪問調査を基に、最新の動向を踏まえて記したものである。（112ルピア＝1円で換算、2022.4.26）

2. 沿革

TASPEN（公務員貯蓄保険）は1963年の政令第9号及び第10号（Government Regulation No.9 and No.10 of 1963）に基づき公務員の退職一時金制度として発足、1969年の共和国法第11号（Law No.11 of 1969）により、退職後の老齢給付と遺族給付のための年金制度を併設、1981年の政令第25号（Government Regulation No.25 of 1981）により、福祉政策（老後保障）の概念が加えられ、退職一時金制度と年金制度を併せて担うこととなった。TASPENは当初、公社であるPERUM TASPENとして設立されたが、1981年の政令第26号（Government Regulation No.26 of 1981）により、現在は国有株式会社（Perusahaan Perseroan）であるPT¹ TASPEN（PERSERO）が運営している。

ASABRI（軍人社会保険）は、1971年の政令第44号に基づく、軍人と警察官を対象とする退職金制度として設立された。TASPENと同様、公社であるPERUM TASPENとして設立されたが、1991年に発布された政令第67号のもとで、1966年の共和国法第6号による年金給付を引き継ぎ、政令第68号により現在は国有株式会社（Perusahaan Perseroan）であるPT ASABRI（PERSERO）が運営している。1989年以前に退役した軍人と警察官についてはTASPENが給付を担い、1989年以降に退役する軍人と警察官についてはASABRIが給付を担う。

JAMSOSTEK（民間労働者社会保障）は、ASTEK（労働者社会保険）を前身として、1977年の政

令第34号 (Government Regulation No.34 of 1977) により設立された民間労働者を対象とする制度で、1992年の共和国法第3号 (Law No.3 of 1992) により、労働災害補償、死亡保障、老齢保障に加え、医療保障を担う。1995年の共和国法第36号 (Government Regulation No.36 of 1995) により、国有株式会社 (Perusahaan Perseroan) PT JAMSOSTEK (PERSERO) となったが、その機能は2015年7月にBPJS Ketenagakerjaanに移管された。

BPJS (インドネシア社会保障制度) は1998年のソーシャル・セーフティ・ネット (SSN) プログラムに端を発し、医療保障、労働災害補償、死亡保障、老齢保障について、公務員・軍人から民間労働者、自営業者、非正規労働者に至る全てのインドネシア国民を対象とする包括的な国民皆保険制度の創設を目的として2011年10月のBPJS法に基づき設立されたもので、医療保障を管轄する「BPJS Kesehatan (健康:Health)」と、労働および年金等を管轄する「BPJS Ketenagakerjaan (雇用:Employment)」のふたつの実施機関から成る。2014年1月にJAMSOSTEKの医療保障はBPJS Kesehatanに移管され、2015年7月にJAMSOSTEKの労働災害補償、死亡保障、老齢保障がBPJS Ketenagakerjaanに移管された。

3. 制度体系の概要

TASPENは、退職一時金制度と年金制度のふたつのプログラムで構成されている。年金制度は老齢年金と遺族年金があり、年金制度の対象はTASPENの加入対象者全員であるが、退職一時金

制度の対象は公務員、州当局職員及び国営企業職員・国鉄職員 (KAI) である。年金制度は、職域ごとに分かれた8つの制度から成り、加入対象者は、(1)中央及び各自治区の公務員、(2)各州当局の職員、(3)州及び地区国営企業の職員などの公務員、(4)インドネシア鉄道国有株式会社職員 (PT KAI)、(5)1989年以前に退役したインドネシア国軍 (TNI) の軍人、(6)1989年以前に退職したインドネシア国家警察 (POLRI) の警察官、(7)1945年のインドネシア独立軍の退役軍人 (PKRI)、(8)インドネシア国家委員であった退役者 (KNIP) である。加入者数 (Active member) は410万人、受給者は28万人である (2018年)。本人が就業中または年金受給中に死亡した場合は、遺族年金が妻または子ども (21歳または25歳まで) に支払われ、配偶者や子どもがいない場合は本人の両親に支払われる。

ASABRIも、退職一時金制度と年金制度のふたつのプログラムで構成され、(1)労働災害補償 (JKK)、(2)死亡保障 (JKM)、(3)老齢保障 (JHT)、(4)老齢年金 (JP: Jaminan Pension) の機能がある。加入対象者は、(1)インドネシア陸軍・海軍・空軍の軍人 (TNI)、(2)インドネシア国家警察官 (POLRI)、(3)防衛省職員 (PNS) で、加入者数 (Active member) は84万人、受給者は32万人である (2014年)。

BPJSでは、JAMSOSTEKの(1)医療保障 (JPK)、(2)労働災害補償 (JKK)、(3)死亡保障 (JKM)、(4)老齢保障 (JHT) の4つのプログラムのうち、2014年1月に(1)医療保障 (JPK) が移管され、2015年7月に(2)労働災害補償 (JKK)、(3)死亡保障 (JKM)、

図表1 JAMSOSTEKからBPJSへの移行概要

		JAMSOSTEK (旧制度)		BPJS (新制度)	
(1)医療保障 (JPK)	JAMSOSTEK (JPK)	他の医療保険に加入していれば加入不要	インドネシア人のみ強制加入	BPJS Kesehatan (Health)	外国人労働者 (6カ月以上就労) を含む全労働者が強制加入
(2)労働災害保険 (JKK)	JAMSOSTEK (JKK)			BPJS Ketenagakerjaan (Employment)	
(3)死亡保障 (JKM)	JAMSOSTEK (JKM)				
(4)老齢保障 (JHT)	JAMSOSTEK (JHT)				
(5)年金保障 (JP)	-	-			全労働者が強制加入 (但し、外国人労働者は加入義務なし)

(出所) 筆者作成

(4)老齢保障（一時金）（JHT）が移管された。さらに、今までなかった(5)年金保障（JP）の機能がBPJSに新たに付け加えられた。(2)労働災害補償は、労働者が業務上の事故等により精神的または肉体的な障害や病気及び死亡により所得の一部または全部を失った場合の所得保障で、働けない間の所得保障も含まれる。通勤時の事故や業務上の職業病に対しても補償がなされ、自分と家族に対する外来診療や入院費、手術費及びリハビリテーション費用、さらに業務上の事故等により手足等を失った場合の補助器具の費用も支払われる。(3)死亡保障は、労働者の遺族に対して、葬儀費用及び死亡給付金が支払われる。(4)老齢保障は、労働者が障害や死亡または56歳で定年退職した場合に、一括で積立資産（保険料+利息）が支払われる。(5)年金保障（JP）については、退職後死亡するまでの老齢年金、恒久的障害を負った場合の障害年金、労働者または受給者が死亡した場合の遺族年金の機能がある。医療保障、労働災害補償、死亡保障、老齢保障については、6カ月以上就労する外国人労働者や非正規雇用者を含む全ての労働者に加入義務があるが、年金保障については外国人労働者には加入義務はない（図表1）。

4. 給付算定方式と支給開始年齢

公務員の退職年齢は、下級の第1級と第2級は60歳、上級の第3級と第4級については2014年2月に56歳から58歳に引き上げられている。これに併せてTASPENの老齢年金の支給開始年齢も56歳から58歳に引き上げられた。教師と判事については既に60歳定年で60歳支給開始となっている。勤続20年以上かつ50歳以上で早期退職した場合は、早期退職年金が支払われる。TASPENの給付額の計算方法は、退職一時金は「 $0.6 \times \text{勤続年数} \times \text{最終給与}$ 」で、年金額については「 $0.025 \times \text{勤続年数} \times \text{最終給与}$ 」となっており、年金額は最終給与の75%の上限が設けられている。年金額は167万ルピア（15万円）～367万ルピア（3.3万円）で、退職一時金は1,300万ルピア（11.6万円）～5,000万ルピア（44.6万円）である。また、年金額には物価スライドと賃金スライドが適用される。インドネシアは毎年6～10%程度の賃金上昇率で、年金額はこの賃金上昇率と物価上昇率を基に、毎年10%程度の改定が行われているが、改定

率は毎年の政府の財政状況も勘案して決められる。給付時の課税について、退職一時金は全額非課税であるが、年金については通常の個人所得として、所得控除（PTKP）と手数料が控除された残額に対して課税される。本人が保険料を拠出した時点では、保険料控除前の給与に対して課税がなされており、TET型の課税形態となっている。ASABRIの給付額の計算方法については、TASPENと同様であるが、配偶者や子に対する加算が行われる。

<TASPENの給付算定式>

- ・年金額 = $0.025 \times \text{勤続年数} \times \text{最終給与}$
(※年金額は最終給与の75%が上限)
- ・退職一時金 = $0.6 \times \text{勤続年数} \times \text{最終給与}$

インドネシアの民間企業の定年年齢は55歳で、従来のJAMSOSTEKの老齢保障の支給開始年齢も55歳であったが、BPJSに移管後は56歳支給開始とされた。なお、定年年齢は2022年1月以降に58歳に引き上げられ、3年ごとに65歳（2043年）まで1歳ずつ引き上げられる予定であり、これに合わせてBPJSの年金保障（JP）の支給開始年齢も段階的に引き上げられている。定年以外では障害、死亡、失業、海外移住などの事由で支払われる。BPJSの老齢保障（JHT）は、定年退職時、死亡時、恒久的全身障害時に保険料積み立て分に運用益が加算された金額が一時金として支給される。また、BPJSの年金保障（JP）の受給資格は加入年数15年以上であるが、15年未満の場合は定年年齢到達後の受給時に積立金が一時金として支給される。年金額については「 $0.01 \times (\text{勤続年数} \div 12) \times \text{平均賃金} \times \text{インフレ率}$ 」で計算された金額（最低月額30万ルピア～最高月額360万ルピアで、前年のインフレ率に基づき毎年調整）が、本人が死亡するまで生涯にわたって支給される。なお、加入者が死亡した場合は配偶者、子ども、両親に寡婦年金または遺族年金として配偶者が亡くなるまで、または再婚するまで、および子どもが受給する場合は23歳または就労するまで、老齢年金の50%が支給される。

<BPJSの年金額の給付算定式>

$$\cdot \text{年金額} = 0.01 \times (\text{勤続年数} \div 12) \times \text{平均賃金} \\ (\text{年間賃金の加重平均}) \times \text{インフレ率}$$

5. 負担, 財源

TASPENの財源は、加入者の保険料と国家予算 (Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara : APBN) により賄われ、加入者は退職一時金として給与の3.25%、年金給付として4.75%の保険料を支払う。退職一時金の財源は、全て加入者の保険料で賄われ、収支差額は退職一時金の支払い準備金として積み立てられる。年金の財源は、加入者の保険料と国家予算とで賄われる。財務省令により2009年まではTASPENの積立資産と国家予算の両方から、毎年支出割合が決められていたが、政府予算が厳しかった1994年にはTASPENから100%の支払いが行われたこともあった。2009年以降は賦課方式であるTASPENの財政運営上のリスクを懸念し、年金給付の全額が国家予算から支払われている。

ASABRIでは、退職一時金の財源として加入者が給与の3.25%を支払っているが、年金給付分については、加入者負担はなく、全額が国家予算 (APBN) で賄われている。

BPJSの財源は、事業主と従業員の保険料で賄われている。(1)医療保障は、事業主が従業員給与の4%と従業員が1%の合計5%を支払い、保険料算定のための従業員給与の上限額として800万ルピア (2016年4月以降) が設定されている。また、医療保障の対象は従業員とその家族である妻と子ども3人までであるが、従業員が任意で対象者1人あたり

1%を負担することで4人目以降の子どもや両親などを加えることもできる。(2)労働災害補償は、全額事業主負担で、業種による労働の危険度により保険料は5段階 (従業員給与の0.24%, 0.54%, 0.89%, 1.27%, 1.74%) に分かれている。(3)死亡保障も全額事業主負担で、従業員給与の0.3%を支払う。(4)老齢保障は、事業主が従業員給与の3.7%、従業員が2%の合計5.7%を支払う。新たに加わった(5)年金保障については、保険料率が新たに設定され、政府は当初従業員給与の8%を予定していたが、事業主等の反発があったため大統領権限により当面は3%とされ、事業主が2%、従業員が1%を支払う (図表2)。政府は将来的には段階的に8%まで引き上げる予定である。年金保障については保険料算定のための従業員給与の上限額として809.4万ルピア (2018年4月以降) が設定されている。なお、各従業員拠出については全額が所得控除 (PTKP) として取り扱われる。老齢保障の加入者は3,652万人、年金保障の加入者は1,645万人 (2020年) である。

6. 財政方式, 積立金の管理運用

TASPENの財政方式は、1969年の共和国法第11号 (Law No.11 of 1969) に規定され、賦課方式 (pay-as-you-go) による積立金は年間給付費の約1年分である。退職一時金制度と年金制度は、別々に積み立てられ、会計上も別管理されている。TASPENの総資産額は231兆8,660億ルピア (2兆702億円) (2018年) であり (図表3)、積立金に係る運用の基本方針は、1974年の大統領令No.56 (President Decree No.56 of 1974) に規定され、安全を第一とした慎重な運用方針がとられている。積

図表2 BPJSの保険料率と加入者数 (2020年)

	BPJSの保険料		加入者数 (2020年)
	事業主	従業員	
(1)医療保障 (JPK)	4% (注1)	1% (注1)	2億2,239万人
(2)労働災害保険 (JKK)	業種のリスク度合いにより5段階で設定 (0.24%, 0.54%, 0.89%, 1.27%, 1.74%)	-	2,998万人
(3)死亡保障 (JKM)	0.3%	-	2,998万人
(4)老齢保障 (JHT)	3.7%	2%	3,652万人
(5)年金保障 (JP)	2% (注2)	1% (注2)	1,645万人
合計	業種により10.24~11.74%		4%

(注1) 保険料算定の給与上限額は8,000,000ルピア (2016年4月以降)

(注2) 保険料算定の給与上限額は8,094,000ルピア (2018年4月以降)

(出所) 保険料率は厚生労働省「2018年海外情勢報告」、加入者数はBPJS「Ketenagakerjaan Financial Statement 2020」より筆者作成

立金のポートフォリオはALMに基づいて決められ、長期投資を原則とする。資産ごとに構成割合の上限が定められており、株式はインドネシア株式市場に上場されているものに限られ、社債及びイスラム債（Sukuk）はBBB格以上が投資対象とされている。政府発行証券及びインドネシア銀行が発行する債券については投資割合の上限は設けられていない。退職一時金制度の資産ポートフォリオは、債券76.6%、預金13.9%、株式等9.5%で、年金制度は、債券64.6%、預金35.2%、直接投資等0.1%（いずれも2011年）となっており、債券と預金への投資が大部分を占めている。債券への投資については全て国内債券への投資であり、海外債券への投資は考えられておらず、株式についても全てインドネシア株式市場に上場されている国内株式への投資となっている。

ASABRIの財政方式も賦課方式で、総資産額は47兆5,396億ルピア（4,245億円）（2018年）。積立金の投資利回りはインドネシアの堅調な経済成長率5.17%（2018年）に支えられ、9.57%（2018年）と高い利回りを確保している。

BPJSでは、新たに追加された年金保障の財政方式は賦課方式であるが、老齢保障については従前のJAMSOSTEKと同様に事前積立方式で、個人勘定

残高を長期債務として積み立てている。BPJS Ketenagakerjaanの資産額は2020年時点で499兆5,859億ルピア（4兆4,606億円）に達し、このうち、老齢保障（JHT）が346兆9,234億ルピア（3兆975億円）で資産全体の70%を占める。また、資産構成割合は政府保証債が約半分の48%を占め、次いで、社債18%、預金12%、シャリア債11%、投資信託10%等となっている（図表4）。

7. 制度の企画、運営体制

TASPENの本部は首都ジャカルタにあり、6地域のオフィスと42の支社（branch offices）からなり、銀行や郵便局など11,360カ所のサービスセンターを設置している。

ASABRIの本部は首都ジャカルタにあり、33のサブオフィス（Branch office）がある（2017年）。政策決定機関は、取締役会と理事会で理事会は軍人、警察官及び財務省出身者の4名のメンバーにより構成されている。

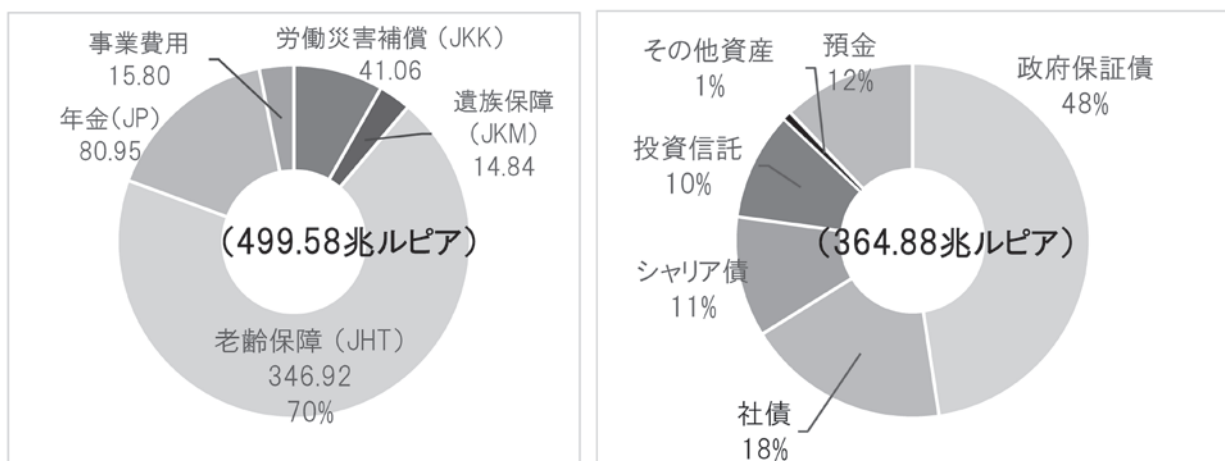
BPJSの本部も首都ジャカルタにあり、インドネシア各島に11の支社（Regional office）と325のサブオフィス（Branch office）がある（2020年）。JAMSOSTEKの行政監督は労働移住省であったが、

図表3 TASPENの加入者数・総資産額・リターン推移（2012～2018年）

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
加入者数(千人)	4,439	4,347	4,333	4,402	4,316	4,217	4,099
総資産額(兆ルピア)	130.3	135.8	161.2	172.3	198.6	230.4	231.9
投資リターン (%)	10.10%	9.40%	11.20%	9.83%	10.82%	9.75%	8.79%

（出所）PT TASPEN「ANNUAL REPORT 2018」p11, p241より筆者作成

図表4 BPJS (Ketenagakerjaan) の給付種類別（左、2020年）・資産運用割合別（右、2018年）の資産額



（出所）Indonesia Financial Services Authority (OJK)「Pension Fund Statistics 2018, 2020」より筆者作成

BPJSに対しては新たに設立されたDJSN (Dewan Jaminan Sosial Nasional: 国家社会保障制度理事会) が業務状況の監査を行い、大統領へ報告する役割を担う。DJSNは、財務省、労働省、保健省、国民福祉調整省、国防省から1名ずつ、財界2名、労働組合2名、学識者6名の計15名で構成されている。

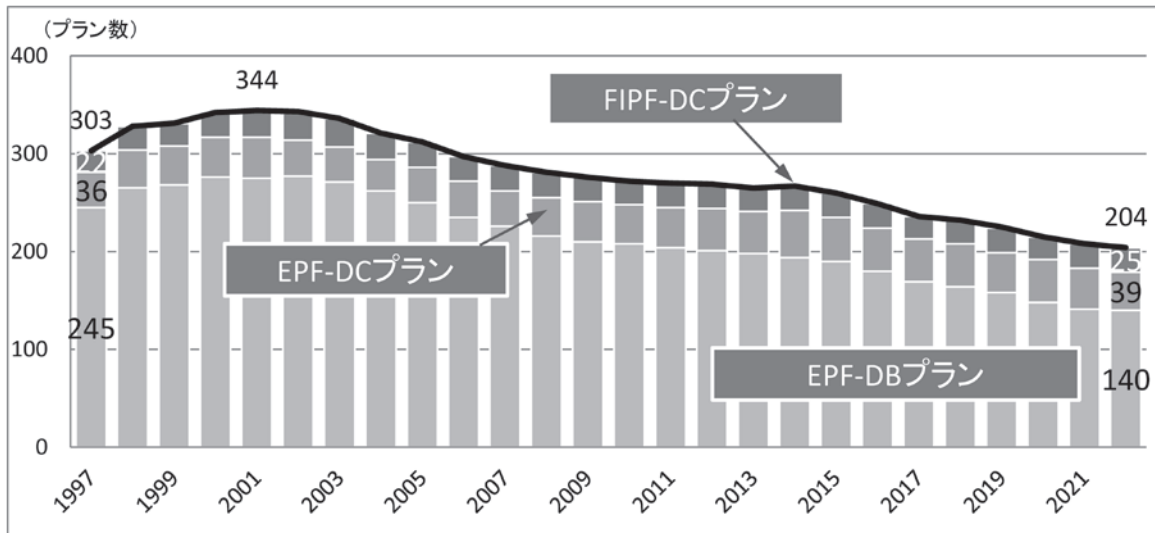
8. 最近の議論や検討の動向, 課題 (新社会保障制度BPJSの構築)

インドネシアの人口は2億7,000万人(2020年, インドネシア政府統計)で、平均寿命は男性69.4歳, 女性73.3歳(2019年, 世界保健機構「World Health Statistics 2021」), 合計特殊出生率は2.29%(2019年, World Bank), 高齢化率6.26%(2020年, World Bank)である。内閣府の経済社会総合研究所(Economic and Social Research Institute: ESRI)の推計によると、人口は2050年には2億9,379万人まで増加し、平均寿命は男女平均で76.9歳まで延び、高齢化率も16.9%まで上昇する見込みである。一方、合計特殊出生率は1.85%に減少すると予想されている。インドネシアの人口ボーナス²は2030年頃まで

続き、当面の間は経済成長が見込まれるが、今後、急激な少子高齢化による人口構造の変化により、経済成長の鈍化と社会保障費の増加が懸念される。

1997年にタイを震源としたアジア通貨危機³の際には、職を失った人々がJAMSOSTEKから積立金の引出しを行い、失業保険の役割を果たした反面、定年退職後の老後所得保障機能が失われてしまった。また、中小企業(10人未満)の従業員や非正規雇用者、自営業者等が労働人口の約8割を占めるインドネシアでは、国の老後保障機能が乏しく、家族の扶養に頼っている現状があった。従来、社会保障制度の加入者は、公務部門(TASPEN, ASABRI)800万人と民間部門(JAMSOSTEK)700万人で、多くの労働者には老後保障がない現状であった。そのため、政府は経済危機がもたらす社会的弱者への社会経済的な影響を緩和するために、1998・1999年から、①食糧安全保障プログラム、②保健・教育などの社会保障の提供プログラム、③雇用創出プログラム、④中小企業の振興プログラム等のソーシャル・セーフティ・ネット(SSN)プログラムを開始した。これは1997年~1998年のアジア通貨危機により、国民

図表5 私的年金制度の設立プラン数推移(1997~2022年2月)



(出所) Indonesia Financial Services Authority (OJK) 「Indonesia Pension Statistics February 2022」より筆者作成

図表6 EPF-DB「年金数理報告書」の記載事項

①積立に関する事項(数理債務, 積立資産, 給付費, 余剰又は不足額, 積立水準, 保険料, 積立不足に対する拠出期間, 積立余剰の場合の拠出停止期間等)
②基礎率に関する事項(利子率, 標準報酬の増加率, 死亡率等)
③数理的損益の分析状況
④負債の計算方法

(出所) 有森美木「イスラム金融と年金-インドネシアにおける私的年金制度の事例から」より筆者作成

皆保険制度に対する国民の要望が高まり、2002年の憲法改正につながったもので、これにより社会的・経済的保障が国民の基本的権利として認められることとなった。2004年10月、「インドネシア国家社会保障制度に関連する法律」(Sistem Jaminan Sosial Nasional : SJSN法, 2004年第40号)が成立し、2011年10月にはSJSNを実施する機関について定める「社会保障実施機関法」(Badan Penyelenggara Jaminan Sosial : BPJS法, 2011年)が成立した。この法

律は、医療保障、労働災害補償、死亡保障、老齢保障を、公務員・軍人から民間労働者、自営業者、非正規労働者に至る全てのインドネシア国民を対象とする包括的な国民皆保険制度の構築を目指している。

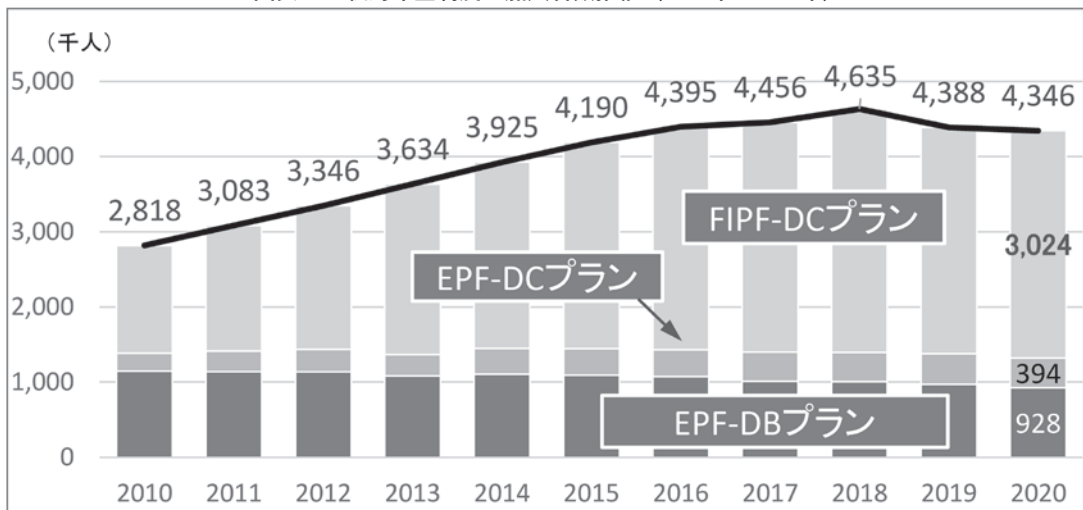
実際に、インドネシアは、この国民皆年金制度の実現に向けて動き出しており、2014年1月にはJAMSOSTEKの医療保障が、2015年7月には労働災害補償、死亡保障、老齢保障がBPJSに移管され、今後、TASPEN, ASABRI, ASKESが2029年まで

図表7 EPF-DBの積み立て状況 (2020年)

Funding Level	積立状況	2018	2020
First Level Funding	フルファンディング状態	39.0%	41.0%
Second Level Funding	数理債務 (actuarial present value) より小さいがソルベンシー債務よりは大きい状態	39.0%	25.0%
Third Level Funding	ソルベンシー債務 (solvency liabilities) より小さい状態	22.0%	34.0%

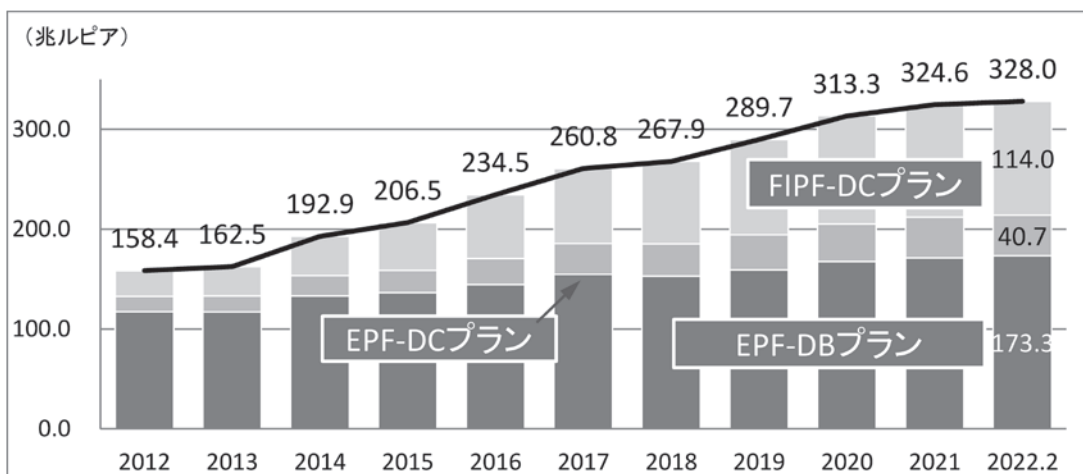
(出所) Indonesia Financial Services Authority (OJK) 「Pension Fund Statistics 2020」より筆者作成

図表8 私的年金制度の加入者数推移 (2010年~2020年)



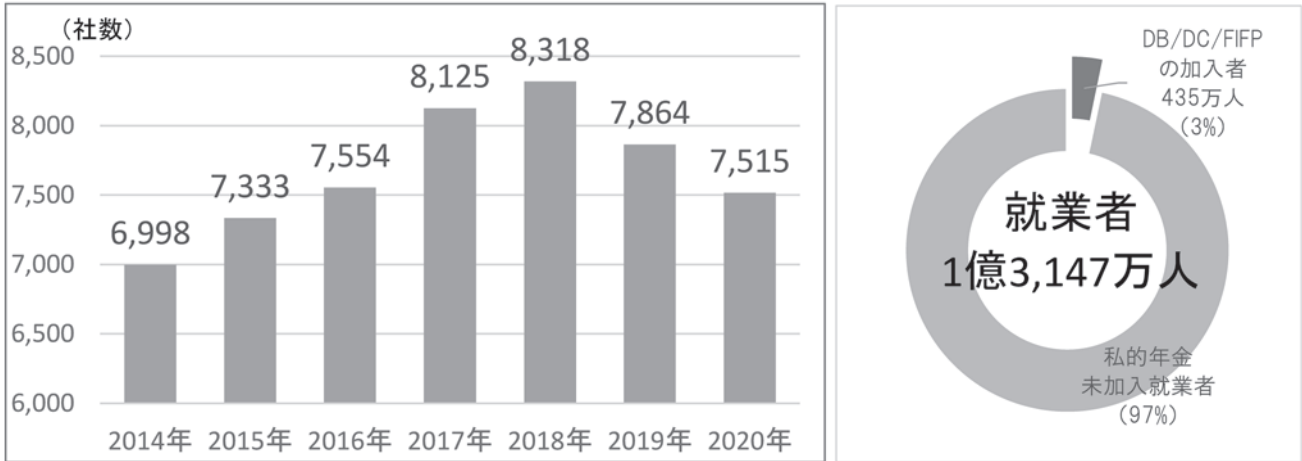
(出所) Indonesia Financial Services Authority (OJK) 「Indonesia Pension Statistics February 2022」より筆者作成

図表9 私的年金制度の資産額推移 (2012年~2022年2月)



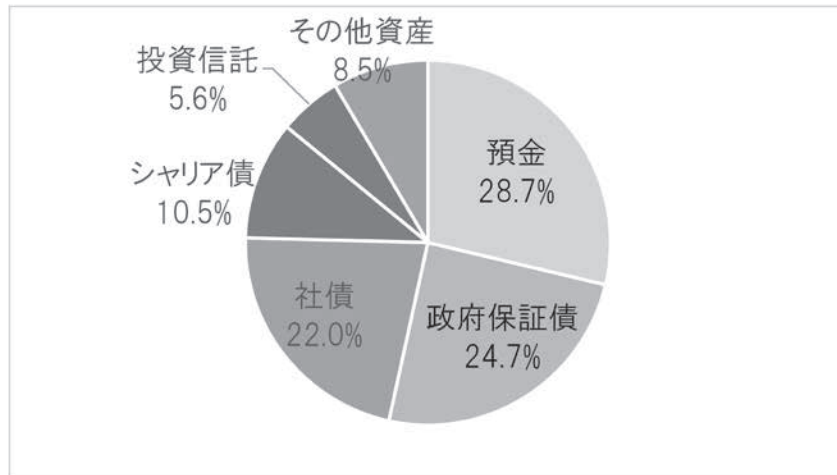
(出所) Indonesia Financial Services Authority (OJK) 「Indonesia Pension Statistics February 2022」より筆者作成

図表10 私的年金制度の実施企業数(左, 2020), 就業者に対する加入者の割合(右, 2020)



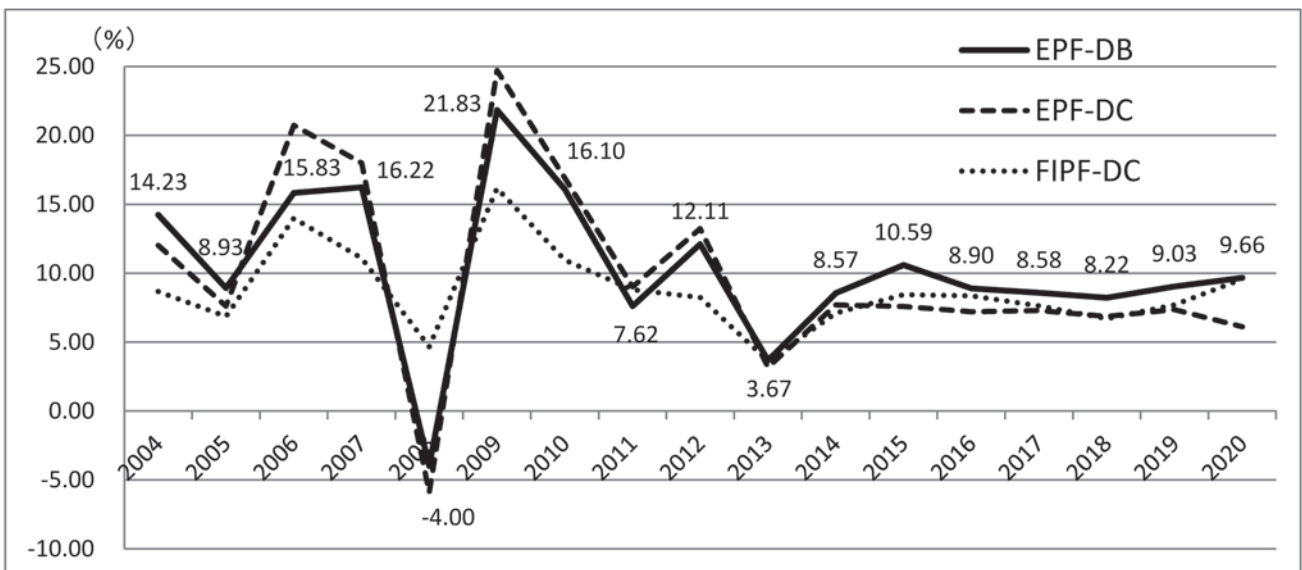
(出所) 左図はIndonesia Financial Services Authority (OJK) 「Pension Fund Statistics 2020」より筆者作成

図表11 私的年金制度における資産運用構成割合(2020年)



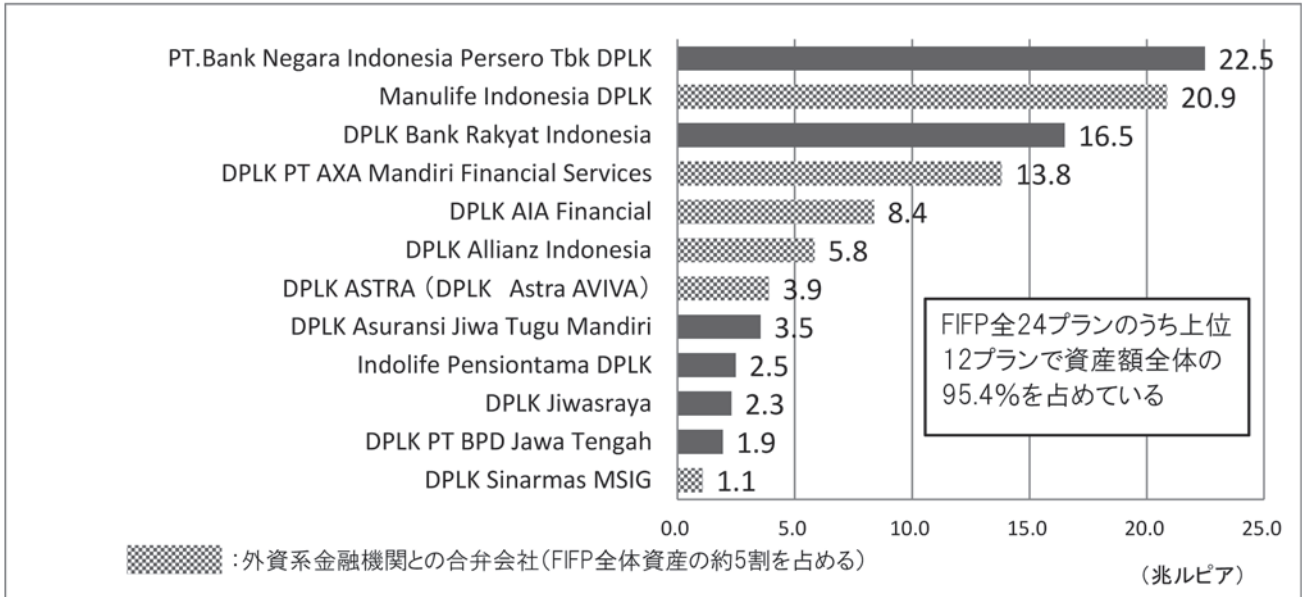
(出所) Indonesia Financial Services Authority (OJK) 「Pension Fund Statistics 2020」より筆者作成

図表12 私的年金制度における運用利回りの推移



(出所) Indonesia Financial Services Authority (OJK) 「Pension Fund Statistics 2020」より筆者作成

図表13 FIPFの資産額上位11社の資産残高（2018年）



(出所) Indonesia Financial Services Authority (OJK) 「Pension Fund Statistics 2020」より筆者作成

に順次移管されることとなる。

現在、BPJS Kesehatan（医療）の加入者は、2億2,239万人（2020年）まで拡大している。一方、BPJS Ketenagakerjaan（雇用）のうち労働災害保険や死亡保障の加入者は2,998万人（2020年）で全労働者（1億3,147万人）の22.8%、年金保険に関しては1,645万人で全労働者（1億3,147万人）の12.5%に留まっており、制度の早急な適用推進が必要とされている。今後、少子高齢化が進展していくインドネシアにとって、民間部門の労働者や自営業者等を含めた全国民を対象とする新たな社会保障制度「インドネシア国家社会保障制度」の構築は重要な国家施策であり、その役割が期待される。

インドネシア政府は、高齢化の進展に際し支給開始年齢を65歳に段階的に引き上げることや、年金の保険料率を当初予定の8%に段階的に引き上げることなどを検討しており、全労働者への適用が進むのか、労働者の6割を占めるインフォーマルセクター（農業労働者や自営業者等）の加入が進むのか、その動向が注視される。

9. 私的年金制度の現状

インドネシアの私的年金制度は、1992年の年金法「the Pension Law Number11」を根拠とし、事業主が実施するEPF（Employer Pension Fund）と金

融機関（銀行・生命保険会社）が実施するFIPF（Financial Institution Pension Fund）のふたつがある。EPFは事業主が設立し、当該企業の従業員が加入するもので、確定給付型（DBPP：Defined Benefit Pension Plan、インドネシア語標記：DPPK-PPMP）と確定拠出型（DCPP：Defined Contribution Pension Plan、インドネシア語標記：DPPK-PPIP）の設立が可能である。一方、FIPF（インドネシア語標記：DPLK）は金融機関が設立したプランに、個人が任意に加入する確定拠出型制度で、掛け金は所得控除の対象となり、運用益は非課税となる。2022年2月現在ではEPF-DBは140プラン、EPF-DCは39プラン、FIPF-DCは25プランでDBとDCの実施割合は7割対3割である。DBは2002年をピークに減少傾向にあり、DCは2014年まで増加傾向にあったが、それ以降は若干の減少傾向にある（図表5）。

EPF-DBを設立した場合には、事業主は制度の積立状況等に関して、金融行政に対して少なくとも3年に1度、「年金数理報告書」の提出が義務付けられている。「年金数理報告書」への記載事項としては、①制度の積立状況（数理債務、積立資産、給付費、余剰又は不足額、積立水準、保険料等）、②基礎率（利子率、標準報酬の増加率、死亡率等）に関する事項、③積立に関する数理的損益の分析状況、④負債の計

算方法などを記載することとなる(図表6)。

なお、EPF-DBの積立状況はフルファンディング状態(First Level Funding)のプランが全体の41%、数理債務(actuarial present value)より小さいがソルベンシー債務よりは大きい状態(Second Level Funding)が同25%、ソルベンシー債務(solvency liabilities)より小さい状態(Third Level Funding)が同34%(2020年)となっており、2018年と比較して積立不足が増加している(図表7)。

加入者数については、近年、FIPFの加入者数が増加傾向にあり、2020年には302.4万人まで増加し、全体の70%を占める。EPF-DBは92.8万人(同21%)、EPF-DCは39.4万人(同9%)で、私的年金全体では434.6万人である(図表8)。しかし、私的年金の加入者数はインドネシアの全就業者1億3,147万人のうちわずか3.3%に過ぎず、実施企業数は2018年まで増加傾向にあったが、近年、減少傾向にあり(図表10, 左)、私的年金の普及と拡大が必要とされている(図表10, 右)。

また、総資産額については、2022年2月の時点でEPF-DBは173.3兆ルピア(約1.5兆円)で、私的年金全体の53%を占める。EPF-DCは40.7兆ルピア(約3,634億円)で同12%、FIPFは近年増加傾向にあり、114.0兆ルピア(約1兆,179億円)で同35%と、私的年金全体の資産額は328.0兆ルピア(約2.9兆円)まで増加している。DBとDCの資産額の割合は、5割対5割となっている(図表9)。なお、私的年金の積立資産の運用状況を見ると、預金28.7%、政府保証債24.7%、社債22.0%、シャリア債10.5%、投資信託5.6%、その他資産8.5%となっている(図表11)。

インドネシアの堅調な経済成長により、EPF-DBの運用利回りは、9.66%(2020年)と高い利回りを確保している(図表12)。

FIPFプランの23の実施主体は、インドネシア国内の銀行や生命保険会社を中心であるが、近年、国内の金融機関以外に、マニユライフ(Manulife)生命保険(カナダ)、エイアイエイ(AIA)生命保険(香港)、アビバ(AVIVA)生命保険(イギリス)、アリアンツ(Allianz)生命保険(ドイツ)などの外資系生命保険会社が現地法人を設立して、私的年金市場に参入しており、最近では、アクサ(AXA)生命保険(フランス)、三井住友海上保険(MSIG)、

東京海上ホールディングスも参入した。外資系生命保険会社の受託資産額は、FIPFプラン全体資産の約5割を占め、国内系の金融機関を含め、資産額上位12社でFIPF資産額全体の95.4%を占めている(図表13)。

世界第4位の人口規模を誇るインドネシアは、今後も経済発展とともにさらなる人口増加と高齢化が進んでいくと想定され、インドネシア全国民を対象とした社会保障制度の整備の拡充、私的年金制度の推進と拡大が必要とされている。

なお、本稿における意見等については、筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではない。

(注)

- ¹ PT (Perseroan Terbatas) とは、インドネシア語で株式会社(PERSERO)を意味する。
- ² 人口構成が変化し多産多死社会から少産少死社会へと変わる過程で、年少人口(14歳以下)と老年人口(65歳以上)の従属人口が、生産年齢人口(15~64歳)に比べて少ない状態で、豊富な労働力による高度経済成長が見込まれる状態。
- ³ 1997年に投機的なパーツ売りが発生し、タイは固定相場制を放棄したため、急激な資本流出と通貨暴落が発生、インドネシアや韓国などのアジア諸国の通貨が暴落した金融危機。

参考文献

- * 有森美木(2007)「イスラム金融と年金-インドネシアにおける私的年金制度の事例から-」『NFIリサーチ・レビュー』2007年5月号
(<https://www.nikko-research.co.jp/wp-content/uploads/2014/12/514.pdf>,2022.4.21)
- * 株式会社国際協力銀行(JBIC)(2001)「貧困プロフィールの要約インドネシア共和国」2001年2月
(http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/pdf/indonesia_j.pdf,2022.4.21)
- * 外務省(2020)「インドネシア共和国(Republic of Indonesia)基礎データ」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html>,2022.4.21)
- * 厚生労働省(2019)「2019年海外情勢報告 第5章第1節インドネシア共和国(Republic of Indonesia)」
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/20/dl/t5-02.pdf>,2022.4.21)
- * 公益財団法人国際労働財団(JILAF)(2019)「インドネシアの基本情報」
(https://www.jilaf.or.jp/country/asia_information/

AsiaInfos/view/9,2022.4.21)

- * 菅谷和宏 (2020) 「インドネシアの年金制度」『年金と経済』 Vol.39 No.2, 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構
- * 菅谷和宏・川名剛 (2012) 「マレーシアおよびインドネシアの年金に関する現地調査報告」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構
- * 菅谷広宣 (2010) 「インドネシアの老齢所得保障制度」『年金と経済』 Vol.28 No.4, 財団法人年金シニアプラン総合研究機構。
- * 鈴木久子 (2014) 「インドネシアの公的医療保険制度改革の動向」『損保ジャパン総研レポート』 Vol.64 2014, 3, 88-105頁
(http://www.sjnk-ri.co.jp/issue/quarterly/data/qt64_5.pdf,2022.4.21)
- * 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2017) 「データブック国際労働比較2017」
(<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2017/documents/Databook2017.pdf>,2021.4.21)
- * 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2020) 「基礎情報：インドネシア」
(https://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/indonesia/index.html,2022.4.21)
- * 内閣府経済社会総合研究所 (Economic and Social Research Institute : ESRI) (2004) 「統計資料」
(http://www.esri.go.jp/jp/tie/ea/ea_7_b.pdf,2022.4.21)
- * 日本貿易振興機構 (JETRO) (2022) 「海外基本情報 (概況・基礎的経済指標)」
(https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic_01.html,2022.4.21)
- * パーソナル総合研究所 (2020) 「インドネシア労働法制」
(https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/spe/hr-data/_materials/pdf/jp/indonesia_labor-laws.pdf,2022.4.21)
- * 廣瀬賢一 (2008) 「インドネシアの老齢給付制度」『年金と経済』 Vol.26, No.4, 財団法人年金シニアプラン総合研究機構
- * 若林敬子 (2006) 「近年にみる東アジアの少子高齢化」『アジア研究』 Vol.52, No.2, April 2006, 95-112頁
(<http://www.jaas.or.jp/pdf/52-2/p95-112.pdf>,2022.4.21)
- * BPJS (2016) 「BPJS REPORT 2016」
(<https://www.social-protection.org/gimi/RessourcePDF.action?ressource.ressourceId=53915>,2022.4.21)
- * BPJS Kesehatan HP (2018)
(<https://bpjs-kesehatan.go.id/bpjs/home/>,2022.4.21)
- * BPJS Ketenagakerjaan (2015) 「INTEGRATED ANNUAL REPORT 2015」
(<http://www.bpjsketenagakerjaan.go.id/>,2021.4.21)
- * OJK (2020) Otoritas Jasa Keuangan (Indonesia Financial Services Authority) 「Statistik Dana Pensiun Konvensional Indonesia / Indonesia Pension Statistics February 2020」
(<https://www.ojk.go.id/id/kanal/iknb/data-dan-statistik/statistik-iknb/Pages/Statistik-IKNB-Periode-Februari-2022.aspx>,2022.4.21)
- * OJK (2020) Otoritas Jasa Keuangan (Indonesia Financial Services Authority) 「Statistik Dana Pensiun (Pension Fund Statistics) 2020」
(<https://www.ojk.go.id/id/kanal/iknb/data-dan-statistik/dana-pensiun/Documents/Pages/Buku-Statistik-Dana-Pensiun-2020/BUKU%20STATISTIK%20DANA%20PENSIUN%202020.pdf>,2022.4.21)
- * PT ASABRI (2017) 「ANNUAL REPORT 2017」
(http://www.asabri.co.id/cv_home/preview/56/Annual_Report_2017,2022.4.21).
- * PT TASPEN (2018) 「ANNUAL REPORT 2018」
(<https://www.taspen.co.id/assets/file/report/annual/Taspen-Annual-Report-2018.pdf>,2022.4.21)
- * PT.SAKURA MITRA PERDANA
(<https://sakura-id.com/info/bpjs>,2022.4.21)